

市立小中学校及び特別支援学校の学校活動再開について

国の新型コロナウイルス感染症対策専門会議からの提言や国からの通知を踏まえ、下記のとおり、新学期から市立学校の活動を再開する。

なお、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すことに留意する。

記

1 令和2年度入学式・始業式【令和2年4月6日(月)】

(1)規模の縮小や時間短縮、密集性を回避するなどの感染拡大防止対策を講じ実施する。

※入学式の来賓等については、令和元年度卒業証書授与式の対応と同様とする。

(2)始業式については、学校の規模等の状況に応じて、式の内容・時間等について検討する。

2 学校給食

新年度から福島型給食推進事業として完全給食を実施する。

3 部活動・練習試合・大会参加

(1)実施の時間・場所・方法・内容等を工夫し、十分な感染防止対策に努め実施する。

(2)原則、自校での活動とし、対外試合・合同練習・大会参加は、当分の間、自粛する。

(3)本人及び保護者の意向を尊重し、参加を強要しない。

4 学校行事

中学校の修学旅行が延期となっている状況を踏まえ、4月の校外学習及び遠足についても徒歩以外は、修学旅行と同様な対応とする。

5 補習等の実施

引き継ぎによる前年度の学習履修状況を必ず確認するとともに、児童生徒の個々の学習状況を把握し、必要があれば、児童生徒の過重な負担とならないように配慮したうえで、朝の時間等適切な時間を活用・確保して、前年度の学習内容の補習等を実施する。

6 留意事項

(1)文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえた万全の感染症対策を講じる。

(2)今後、学校において児童生徒等または教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業について、県及び市保健所と十分に相談のうえ、即時対応する。